

70 歳 **未満**の方

限度額適用認定証について

医療機関へ保険証と一緒に『限度額適用認定証』を提示されますと、入院時および通院時に支払う医療費(一部負担金)が、下表の金額(自己負担限度額)までとなります。

尚、『限度額適用認定証』を交付されましたら直ちに病院

窓口にご提示下さい。

適用区分	区分	自己負担限度額 (3回目まで)	自己負担限度額 (4回目以降※1)
標準報酬月額 83万円以上	ア	252,600円 +(総医療費-842,000円)×0.01	140,100円
標準報酬月額 53万円~79万円	イ	167,400円 +(総医療費-558,000円)×0.01	93,000円
標準報酬月額 28万円~50万円	ウ	80,100円 +(総医療費-267,000円)×0.01	44,400円
標準報酬月額 26万円以下	エ	57,600円	44,400円
低所得者 (住民税非課税)	オ	35,400円	24,600円

※1…4回目以降とは、過去12ヶ月以内の高額療養費の該当回数のことです。

~有効期限は、申請月の初日から 7月31日までになります。

引き続き必要な場合は、更新して医療機関に提示して下さい。

- 食事代・保険診療とならないもの(自費分)等は上記金額とは別に支払いをすることになります。
- 入院と同月内に、世帯員の方で同一医療機関への支払額が21,000円を超える自己負担があった場合は、合算対象となります。
- 世帯員に変更があった場合は、自己負担限度額が変わる場合があります。
- 住民税非課税世帯の方も「限度額適用・標準負担額減額認定証」が申請できます。

詳しくは、加入先の社会保険事務局か市町村役場の国民健康保険課までお問い合わせ下さい。